

事業税

本試験問題

【第一問】問2

次の【資料】に基づき、甲株式会社（以下「甲社」という。）の第5期事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度）における付加価値割に係る課税標準額及び各県に納付する付加価値割額の算定方法について説明しなさい。

ただし、地方税法附則第9条第13項から第16項までに規定する給与等の支給額が増加した場合の特例措置に係る説明は要しない。

【第二問】問1

3 A社の令和7年3月31日現在の資本金の額、資本準備金の額及び資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する金額）は、次のとおりである。

資本金の額	480,000,000円
資本準備金の額	20,000,000円
資本金等の額	470,000,000円

【第二問】問1

6 A社の第30期事業年度の人件費関係等の概況は次のとおりである。

所在地	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
X県	給与・賞与等 580,000,000円（※1）	借入金利息 350,000,000円	本社の一部の賃貸料 15,000,000円（※3）
	法定福利費 52,200,000円	預金利息 30,000,000円	
	企業年金掛金 52,629,000円	国債利息 10,000,000円	
	派遣契約料 42,562,000円（※2）		
Y県	給与・賞与等 423,000,000円	借入金利息 151,800,000円	営業所の賃借料 23,000,000円
	法定福利費 38,070,000円	預金利息 25,000,000円	借上社宅の賃借料 8,400,000円（※4）
	企業年金掛金 39,298,000円		
Z県	給与・賞与等 363,000,000円	借入金利息 105,200,000円	営業所の賃借料 15,000,000円
	法定福利費 32,670,000円	預金利息 5,000,000円	会議室の賃借料 150,000円（※5）
	企業年金掛金 31,523,000円	地方債利息 1,500,000円	

【第二問】問1

10 A社の事務所等の従業者数は次のとおりである。

（単位：人）

所在地	事業所等	令和6年												令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
X県	本社	80	83	83	82	82	82	82	81	81	81	82				
	営業所a	—	—	21	21	46	50	50	50	50	50	51	49			
	営業所b	25	25	24	(26)	—	—	—	—	—	—	—				
Y県	営業所	34	34	32	36	34	34	33	33	33	33	32	32			
Z県	営業所	21	21	21	21	21	21	21	20	20	20	20	20			

（注1）上記の従業者数の数値は各月の末日現在における従業者数の数値である。なお、（ ）内の数値は廃止日現在の従業者数の数値である。

（注2）X県の営業所aは令和6年6月1日に新設した。

（注3）X県の営業所bは令和6年7月15日に廃止した。

（注4）X県の本社には労働者派遣契約に基づき受け入れた派遣労働者15人が含まれる。

【第二問】問2

1 令和5年1月1日から同年12月31日までの乙野一郎氏の事業別の収入金額及び必要経費は次のとおりである。なお、必要経費には、青色事業専従者に対する給与の金額を含まない。

事業内容	収入金額	必要経費
農業	23,091,700円	9,575,900円
物品販売行	49,774,100円	24,208,300円
飲食店業	26,810,400円	27,578,500円
コンサルタント業	7,613,600円	2,126,800円
駐車場業	1,325,200円	561,000円
合計	108,615,000円	64,050,000円

（注1）農業は、米の栽培を行っている。

（注2）物品販売業は、食料品の小売を行っている。

（注3）飲食店業は、レストランの経営を行っている。

（注4）コンサルタント業は、経営のコンサルタントを行っている。

（注5）駐車場業は、駐車台数10台の青空駐車場の賃貸を行っている。

TAC予想問題

●実力完成答練 第3回【第一問】

（設問1）

付加価値割の課税標準に係る総額の算定方法について説明しなさい。

ただし、特定内国法人に係る内容については、説明を要しない。

●実力完成答練 第4回【第二問】

3 X社の令和7年3月31日現在の資本金の額、資本準備金の額及び法人税法に規定する資本金等の額は、次のとおりである。

資本金の額	150,000百万円
資本準備金の額	30,000百万円
資本金等の額	190,000百万円

●実力完成答練 第4回【第二問】

7 X社の事業部門別の各事業所又は事務所の概況は以下のとおりである。

事業部門	所在地	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
小売電気事業	A県	給与・賞与等 27,000百万円	借入金利息 120百万円	事務機器の賃借料 5百万円
		法定福利費 2,000百万円		
		企業年金掛金 2,800百万円		
	B県	給与・賞与等 8,000百万円	借入金利息 200百万円	営業所の一部の賃借料 50百万円
		法定福利費 600百万円	貸付金利息（※1） 30百万円	車両の賃借料 3百万円
		企業年金掛金 600百万円		
C県	給与・賞与等 800百万円	借入金利息 60百万円	営業所の賃借料 36百万円	
	法定福利費 80百万円	貸付金利息（※1） 20百万円		
	企業年金掛金 70百万円			

●全国公開模試【第二問】問2

10. 第22期事業年度における事務所又は事業所の各月末日の従業者数は次のとおりである。

（単位：人）

所在地	事業所等	令和6年												令和7年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	1月	2月	3月
A県	本社	98	98	98	98	98	98	96	96	96	95	95	95			
	営業所	27	28	29	31	30	30	20	20	12	13	10	15			
	工場	15	15	15	22	22	22	22	23	22	22	22	21			
B県	営業所	33	33	33	32	31	17	12	—	—	—	—				
	工場	55	55	55	55	55	55	50	50	52	52	52				
C県	営業所	—	—	—	—	20	38	39	40	41	42	42				
	工場	21	21	20	12	12	9	12	15	17	17	16	16			

（注1）B県の営業所は、10月20日に廃止された。廃止月の人数は、廃止された日における従業者数である。

（注2）C県の営業所は、9月20日に新設された事務所又は事業所である。

●実力完成答練 第3回【第二問】問1

【資料】

1 甲の令和5年1月1日から同年12月31日までの事業別の収入金額及び必要経費の額は次のとおりである。

（単位：円）

業種	収入金額	必要経費
薬局店の経営	258,967,180	168,960,290
飲食店の経営	60,359,620	32,892,890
薪炭の製造	32,291,050	27,760,350
不動産の賃貸	7,609,200	6,534,620
合計	359,227,050	236,148,150

（注1）必要経費には、青色事業専従者に対する給与は含まれていない。

（注2）不動産の賃貸は、12世帯収容のアパートであり、令和5年を通じてそのすべてを貸付けている。

〔第二問〕問2

- 3 乙野一郎氏と牛計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。
- (1) 乙野花子（妻）は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間、乙野一郎氏の行う物品販売業にのみ従事し、その間に1,728,000円の給与の支払いを受けた。
 - (2) 乙野桜子（長女）は、令和5年7月1日から令和5年9月30日までの間、乙野一郎氏の行う物品販売業にのみ従事し、その間に463,000円の給与の支払いを受けた。
 - (3) 乙野梅子（次女）は、令和5年2月1日から令和5年8月31日までの間、乙野一郎氏の行う飲食店業にのみ従事し、その間に863,000円の給与の支払いを受けた。
- ※1 いずれも令和5年12月31日時点で年齢が15歳以上である。また、死亡、長期にわたる病気、婚姻その他相当の理由により当該年中を通じて当該事業に従事することができなかった者はいなかった。
- ※2 青色事業専従者の要件に適合する親族について、乙野一郎氏は、「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出し、当該書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において労務の対価として相当な給与の支払いを行っているものとする。

〔第二問〕問2

- 4 乙野一郎氏は、令和4年3月28日までコンサルタント業の用に供していた車両を令和5年1月30日に譲渡し、その譲渡により201,100円の損失額が生じた。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕問1

- 4 生計を一にする親族に関する事項は次のとおりである。
- (1) 甲の配偶者（昭和45年2月2日生）は、1月1日から12月31日までの間、B県b₁市の飲食店に専ら従事し、その間に甲から3,000,000円の給与の支払を受けている。
 - (2) 甲の長女（平成10年6月6日生）は、1月1日から12月31日までの間、C県c₂市の薪炭の製造に専ら従事し、その間に甲から4,200,000円の給与の支払を受けている。
また、事業従事者の労働日数は下記のとおりである。
 - ① 令和5年中の延労働日数 930日
 - ② ①のうち甲と同居する親族の労力によってその事業を行った日数 260日
 - (3) 甲の次女（平成15年3月3日生）は、3月に専門学校を卒業し、4月1日から10月31日までの間、A県a₁市の薬局店の一般商品販売に専ら従事し、その間に甲から800,000円の給与の支払を受けている。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕問1

- 5 令和5年1月1日から12月31日までの間に譲渡した資産の明細は次のとおりである。
なお、譲渡した資産はいずれも薪炭の製造に関する資産である。
(単位：円)

区分	事業の用に供しなくなった日	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の取得費及び譲渡費用
土地	令和5年12月20日	令和5年12月20日	8,900,000	9,800,000
車両	令和5年11月29日	令和5年12月20日	310,000	480,000
備品	令和4年11月28日	令和5年12月20日	61,000	82,000